

# 經濟論叢

第111卷 第3号

---

- 協力会社……………堀江英一 1
- わが国電機産業に対する外国直接投資……………藤原貞雄 24
- 合併会計の画一化と合併後会計の階層化……………醍醐聰 43
- 公共投資と社会保障制度改革……………成瀬龍夫 67
- 

昭和48年3月

京都大學經濟學會

# わが国電機産業に対する外国直接投資

—— 1920年代初頭の場合 ——

藤 原 貞 雄

私は前稿でアメリカの電機独占資本による世界の市場分割が完了しつつある時期に形成されたわが国の電機資本がどのような過程で彼らの対日直接投資を必然化させ、また、それはどのような企業支配をもたらしたかを明らかにしようと試みた<sup>1)</sup>。本稿では第1次大戦後、1920年代初頭に重電機部門を中心に急速に成長したわが国の電機産業に対する直接投資をとりあげ、前稿と同様に直接投資の現実化過程を観察し、その後に企業支配の問題をとりあつかい、最後に前稿での分析をあわせて総括を行いたい。

## I 1920年代初頭における直接投資の現実化過程

### A 外資導入策と対日投資の現状

第1次世界大戦後から1920年代を通じて政府の対外資政策は基本的には導入策であり戦前と変更はなかった。1929年恐慌がまず内外の資本市場を混乱させ新たな起債を不可能にし、30年代初頭には帝国主義ブロックが急速に発展し、対立する帝国主義諸国相互間においてかつての規模の対外投資を行なうことが不可能となった。従って第1次大戦後の外資導入政策は10数年の短命だった。

この期の対日投資は以下のようなようだった。表1で示したように1918年(大正7年)末の外資残高は17億0,400万円だったが1930年には戦前の最高額24億6,600万円に達し、この間の増加額は約7億6,000万円だった。第1次大戦中の輸出超過が在外金正貨の蓄積となったので1922年までは債務返済がすすみ、証券投資残

1) 拙稿、わが国電機産業に対する直接投資——第1次大戦前の場合——、「経済論叢」第110巻、第1・2号(1972年7・8月)。

高(外国筋の国債、地方債および社債投資残高合計)は減少したが、1923年の関東大震災を契機とする、震災恐慌と復興資金需要が外資依存となってあられ、23年以降再び対日投資は増加し、1930年をピークとして、1931年の金輸出再禁止後は起債不可能となった。

直接投資残高の動きは1918年の2,700万円から25年の2,200万円まで減少し26年に一気に9,200万円と前年より7,000万円増加し、28年には1億1,400万円と戦前の最高額に達した。1918年から31年までに設立された資本金100万円以

上の合弁会社は11社、支社は4社だった(ただし製造業のみ)。戦後の大きな特徴は証券投資にくらべて直接投資が飛躍的に増大したことで、残高でみれば、1918年から27年までの10年間に証券投資が約1.2倍の増加に対し、直接投資は約3.6倍だった。1926年を転換点として直接投資が増加した理由としては25年を境に世界経済が上昇し世界貿易量が戦前水準を越え、アメリカを中心とした対外投資活動が活発となったことがその基底にあるが、より具体的契機としては1926年3月の関税大改正による保護関税の強化<sup>2)</sup>、さらに同年6月政府諮問委員会の1つとして国産振興委員会(同委員会は国内企業に対する補助金交付、公

表—1 対日投資残高の推移

単位100万円

年末	証券投資		直接投資	合計
		社債		
1918	1,677	166	27	1,704
1919	1,697	165	25	1,722
1920	1,650	48	31	1,681
1921	1,552	33	25	1,577
1922	1,525	26	25	1,550
1923	1,591	133	22	1,613
1924	1,863	193	22	1,885
1925	1,965	332	22	1,987
1926	2,056	348	92	2,148
1927	2,048	316	98	2,146
1928	2,209	470	114	2,323
1929	2,190	466	114	2,304
1930	2,352	466	114	2,466
1931	2,283	506	114	2,397

出所) 大蔵省理財局「金融事項参考書」(1932年版)外資輸入現在高表より作成。

2) 大戦後の1920年、21年に関税改正が行われたが、前者の改正は大戦中に勃興した染料、薬品工業を保護するためであり、後者は製鉄、造船業を保護するためのものだった。1926年の大改正は第1に重要産業の製品について輸入品との競争に保護を加えること、第2に発展過程にある重要産業、将来成立の見込みある重要産業についても保護を加えることを骨子とする包括的なものだった。外務省監修、日本学術振興会編「通商条約と通商政策の変遷」1951年、508頁参照。

課減免、企業合同等を答申)が設置される等、国内市場、国内企業保護政策が強化されつつあった<sup>3)</sup>ことが考慮される必要がある。こうした政策への傾斜が合弁企業形態、資本提携形態での直接投資を促進する要因として作用したことは明らかである。しかし、上に述べたような促進要因が十分に作用しないまでも、直接投資が自由化されている条件下では、投資主体側において収益の確保・増大あるいは市場拡大が可能な場合には直接投資は進行する。また被投資国市場において国内、国際間の資本の競争が激化すればする程、より優れた技術を独占する資本と結合しようとする国内資本の願望も加速されるであろう。電機産業に対する直接投資が20年代初頭を実現する理由もこうした点に求められる必要がある。

## B 国内重電機資本の発展

日本資本主義の産業構造は第1次大戦を契機として次第に重工業部門の比重を高めた。重工業の発展の推進力となったのは政府の保護統制立法を背景とする軍事力強化政策であり、化学工業、造船業、製鉄業が軍需工業の基幹部門として急速に成長した。重化学工業の発展は電力の役割を決定的に高めた。官営工場、民営工場の両者いずれも1917年には工場電化率(工場動力総馬力数に対する工場電動機馬力数の比率)が50%を上まわり<sup>4)</sup>、電力消費においては動力用電力消費が電灯用電力消費を越えたのは1913年だったが、1923年には76%を占めるに至った。さらに化学産業の進展によって原料用電力消費が増大する等、産業用電力消費の比重が決定的となった<sup>5)</sup>。それは供給者としての電力資本の急速な膨脹、すなわち発送変電設備需要の拡大および消費者としての産業資本の応用電気機械需要を拡大する等重電機市場の飛躍的拡大を意味した。

3) 榊西光速、大島清、加藤俊彦、大内力「日本における資本主義の発達」1958年、231頁。

4) 小山弘健、上林貞二郎、北原道貫「日本産業機構研究」1943年、235-7頁。

5) この時期の電力需要の増大は電力供給が「各産業部門の集中、独占化に照応する統一的集中的動力供給」(松島春海、日本電気産業の生産力構造とその展開、「新潟大学商学論集」1962年、128頁)であるという独占段階に照応した動力供給機構としての一般的性格に規定されながらも、「簡便に動力がえられるがための、零細職場の動力化する普遍的傾向」(山田盛太郎「日本資本主義分析」1934年、167頁、傍点引用者)をもつと山田盛太郎が指摘したいわゆる「半農奴制的軍事的帝国主義」の動力源としての性格によって加速された。

さらに第1次大戦による外国電機製品の輸入中断が国内市場の拡大要因となった。しかし表2にみられるようにヨーロッパ各国の戦後復興にともない、1921年を境として外国製品の日本市場への再進出が始まり、外国市場での競争が激化し輸出が縮小すると経営状態は一気に悪化した<sup>6)</sup>。その上、第1次大戦中および直後に多数の中小電機企業等が生まれ<sup>7)</sup>競争が激化したことも経営悪化の要因となった。

一般に戦前の日本の機械工業においては機械製造者より機械需要者の利害が優先し、政府の産業政策においては機械工業の保護育成策は極めて不十分であり、1926年の関税大改正後に保護関税として改善をみた程度である。電機産業においても同様だった。一方の大口需要者である電力資本をとってみれば、その資本構成の圧倒的比重を占める長期固定資本の投資額と周期

は発送変電機器の価格と耐久性によって左右されるが、保護関税は輸入価格を高めるだけではなく国産品価格をも当然高めることによって、固定資本投資を増大させ、その限りにおいて電力資本の利益にマイナスの影響を与える。したがって、国内電機資本が保護関税を要求するのに対し電力資本はそれに反対し、

表-2 電気機械類の輸出入高の推移 単位万円

	輸 出 <sup>1)</sup>	輸 入 <sup>2)</sup>
1918年	398	354
1919	443	597
1920	521	676
1921	308	1,030
1922	303	1,272
1923	185	1,136
1924	175	2,125
1925	213	1,288
1926	210	1,135
1927	224	822
1928	170	779
1929	245	881
1930	300	510
1931	269	232

1) 電気機械

2) 発電機、電動機、変圧機、原動機と結合せる発電機の合計。

出所) 東洋経済新報社「日本貿易精覽」1935年。

6) 第1次大戦後の電気機械産業の現状について、農商務省工務局「主要工業概覽(第3部機械工業)」(1922年)は次のように述べている。「今次ノ戦争ニ於テ本邦工業ノ異常ナル發展ニ因リ電気機械激増シタルタメ電気機械ノ製造ハ最盛振ヲ極メ工場ノ生産能力ハ著シク増加シ来レリ」。「然ルニ之等ノ水力発電所用諸機械中大型ノ発電機、変圧機ハ現今ニ於テ屢々外国製造会社ニ注文セラルルノ傾向アリ本邦製造会社ハ中型以下ノ発電機、各種電動機、変圧器、配電盤等ニ止マル狀況ニアリ然ルニ之等諸機械ノ注文高ハ現在ノ各電気機械製造工場ノ生産能力ニ対シテハ充分ナリト謂ヒ難ク其ノ競争激甚ニシテ製造者ノ利益ハ甚タ少ク従テ電気機械ノ需要額ハ甚タ大ナルモ製造者ノ経営状態ハ寧ロ困難ナリト謂フヘシ」(同書76-77頁)。

7) 1917年、高岳製作所、東京電機製造、鳥羽造船所電機工場、18年、東洋電機製造、宮木電機製作所、19年、大阪変圧器、八千代電機製作所等があげられる。

しかも日本資本主義の重化学工業化を動力・原料供給の面で支える電力資本の利害がいわば総資本の利害を反映し、貫徹された。また大容量機器への需要を増した一般産業部門も保護関税に対しては電力資本と同様の立場にあった。

第1次大戦の終了を契機とする国内外の電機資本の市場競争の激化と経営状態の悪化、政府の保護育成対象からの排除は、必然的に国内電機資本をして、外国電機資本と結合させ、競争の軽減と競争上の優位を獲得しようとする傾向を生み出させた。すでに轍は1910年、General Electric (以下GE社)の投資を受入れた芝浦製作所によってつけられていた。20年代初頭の少数の国内電機資本と外国電機資本との結合の1つの理由をもの語るのはいかような事情であるが、それだけでは十分でない。投資主体の側からも説明が必要である。

### C 電機独占資本の世界的再編

アメリカにおける電機産業は第1次大戦を通じて大きな変貌をとげた。それは新たに無線通信機、ラジオ受信機の製造などの新部門が大きな比重を占めるようになったことである。例えば、電機産業生産高のうち消費機(電信、電話機等)は1907年には1,000万ドルにすぎなかったが22年には5,900万ドルに、また24年にはラジオ受信機だけで1億3,900万ドルに達した。他方生産機(発電機、電動機等)は1901年に1億2,800万ドルを占めたが22年には4億1,600万ドルにすぎず<sup>8)</sup>、電機産業における先端部門と在来部門との不均等発展が著しかった。しかも、こうした部門での独占間競争が激しかった。GE社は1919年に無線電信事業の独占をめざしRadio Corporation of America (以下RCA社)を設立し、国際通信カルテルをつくりあげたが、翌20年には、American Telephone & Telegraph (以下ATT社)、Western Electric (以下WE社)、RCA社の3社で特許相互使用協定、販路協定を結んだ。これに対し、GE社に一步遅れながら発展した総合メーカーであるWestinghouse Electric & Manufacturing (以下WH社)は先端部門への進出のため関連特許を買収し、これを武器にRCA社—ATT社の無線カルテルへの参入を図り、1921年に成功し、無線関連機器

8) 竹内宏「電気機械工業」1960年、61頁。

生産においてGE社、WH社の二社独占体制を築いた<sup>9)</sup>。

ドイツにおいては、19世紀末にはすでに Siemens & Halske (以下SH社) と Allgemeine Electricitäts Gesellschaft (以下AEG社) が各々弱小の電機資本を支配下に収め二大電機独占体の支配体制を築きあげていた。1903年、SH社は通信部門の比重が高かったため、重電機部門の強化のために Schuckert & Company を合併してこの部門を強化し、Siemens Schuckertwerke (以下SS社) を創立し、大電機Konzernとなった<sup>10)</sup>。第1次大戦によって大きな被害を受けたドイツ独占資本は、アメリカ金融資本の援助によって復興すると共に<sup>11)</sup>、AEG社はGE社と、SS社はWH社と再び協定を結び失地回復を図った。

第1次世界大戦はアメリカの経済的地位を決定的に強化し、イギリス、フランスの老帝国主義国を後退させ、新興ドイツ帝国主義を一時的に敗北させた。アメリカの地位の強化は対ヨーロッパ投資の急速な増大に表現された。大戦前、1913年の対ヨーロッパ投資は3億5,000万ドルにすぎず、純債務国であったが大戦中の16年には6億4,000万ドルと増加し純債権国に転じ、大戦後の20年には17億8,000万ドルと戦前の、5倍に達した<sup>12)</sup>。C. Lewisによれば1929年にヨーロッパで操業中のアメリカ企業の子会社453社のうち1920年～24年に設立されたもの79社、1925年～29年に設立されたもの188社計267社と約60%弱をしめている<sup>13)</sup>がこのようなヨーロッパにおけるアメリカの地位の強化は電機産業にあってはアメリカの二大電機独占体によるヨーロッパ電機資本の系列化を20年代初頭にもたらした。表3、4はGE社、WII社が協定を結んだ相手会社、協定締結時、協定期間、協定内容を示している。協定内容は詳細には明らかでないが、いずれも特許、技術の交換とそれを基礎とした「世界の分割に関する

9) 同上書、55-9頁、および Harvard Business School, *General Electric Company*, 1950, pp. 28-30.

10) 大野英二「ドイツ金融資本成立史論」1956年、86-102頁。

11) 前川恭一「ドイツ独占企業の発展過程」1970年、第1篇、第1次大戦後におけるドイツ独占企業の復活発展過程、参照。

12) 安田保壽社「米国外投資の現状、政策並に機関」1925年、82頁。

13) C. Lewis, *America's Stake In International Investments*, 1938, p. 599.

表-3 GE社の締結した協定

相手会社	協定締結時	継続期間	協定内容
ブリティッシュ・トムソン・ハウストン社	1919年12月	20年	パテント交換・販路分割
ゼネラル・エレクトリック社(ロンドン)	同上	不明	電球に関する技術交換
オスラム有限責任会社	1921年10月	15年	電球に関する技術交換・部分的販路協定
ユリウス・ピンチ社	1922年4月	不明	同上
A E G 社	1922年1月	同上	一般技術の交換・部分的販路分割
フランス・トムソン・ハウストン社	1919年10月	同上	同上
フランコ・トン株式会社	同上	同上	同上
東京電気株式会社	1919年6月	同上	同上
芝浦製作所	同上	同上	同上

出所) 有沢広己『カルテル・トラスト・コンツェルン(上)』1931年, 355-6頁。

表-4 WH社の締結した協定

相手会社	協定締結時	継続期間	協定内容
メトロポリタン・ビツカース社	1922年10月	不明	強電力電機に関する技術交換・販路分割
S S 社	1924年10月	10年	パテント及び情報交換・販路分割
センザ	1925年11月	同上	WH社の特許使用権(特許料支払いによる)
セスモラウスケ・コルベン株式会社 (チェコ)	1923年1月	不明	不明
ナショナルインダストリー株式会社 (ノルウェー)	1925年4月	同上	同上
三菱電機株式会社	1923年11月	同上	同上

出所) 前表と同じ 356-7頁。

協定」である。とくに1919年は GE 社にとって画期的な年だった。同年、GE 社は海外事業部を切断し International General Electric (以下 IGE 社) を設立し従来 GE 社との間に結ばれていた協定を IGE 社に移管したが、これは GE 社が特許の排他的実施権を武器に国際的投資活動、カルテル行為を専門的に行うことを機構的に強化しようとするものであり世界的再編の第一歩だったからである<sup>14)</sup>。WH 社は GE 社より 2、3 年遅れて GE 社の協定先企業といわば競争関係にある企業と協定を結んでいる。イギリスの Metropolitan Vickers (以下 MV 社)、ドイツの SS 社がそれであり、日本でその役割を担ったのが三井財閥の芝浦製作所と競争関係にあった三菱財閥の三菱電機だった。

第 1 次大戦による世界電機産業の再編はアメリカ電機産業にあっては生産と資本の集積集中の一層の進展<sup>15)</sup>を基礎とした二大電機独占体の対外投資活動の強化をもたらすと共に、他方、ドイツ電機産業にあっては、周知の戦後の猛烈なインフレーションによって製品輸出が不利になったこと、またベルサイユ条約によってドイツ国内における兵器及び関連機械類の生産が禁止されたためにかかる製造技術を楨棒とした対外直接投資に活路を見出したために敗戦による失地回復の衝動が倍化された。こうした事情がアジア市場における日本資本主義の政治的経済的比重の増大にともなう前述の対日直接投資の増大の理由となっている<sup>16)</sup>。第 1 次大戦後のアメリカ、ドイツの電機独占体の対外投資が再編の基礎としての独占間の競争激化によって促進される以上、その投資を受入れる企業もまた競争に耐え得る生産と資本の集積・集中をすすめることが可能な

14) 小林製冶治「GE」1970年、124-7頁。小林氏は1920年代に「ワールド・エンタプライズ」としてのGE社の基礎が固められたと述べられている。その機構的な基礎になったのはIGE社の設立である。

15) アメリカ電機産業の年生産総価額は1914年の3億6,000万ドルから1923年の14億ドル約4倍弱増大したが他方で企業数は1,048社から1,782社へと増大したにすぎない。J. Backman, *The Economics of the Electrical Machinery Industry*, 1962, p. 46, p. 77.

16) とはいえ、日本は投資市場としては問題になり得ない程の比重である。1924年～29年のアメリカの対外投資総額は69億1,000万ドル、うち対ヨーロッパ31億5,000万ドル(46%)、そのうちドイツ12億8,000万ドル、対アジア3億8,000万ドル(6%)そのうち日本3億2,000万ドル(5%)であった。同期のイギリスの対外投資総額は34億7,000万ドル、うち対ヨーロッパ6億6,000万ドル(19%)、対アジア3億5,000万ドル(10%)そのうち日本2,300万ドル(0.6%)である。(有沢広己「カルテル・トラスト・コンツェルン(上)」1931年、392頁。)

独占資本でなければならなかった。直接投資を受入れる日本の電機資本が財閥に金融的基礎をおく企業であること、このことが第1次大戦前の日本電気、東京電気の場合と異なる基本的特徴である。好個の例として次にSS社の古河電気工業に対する、WH社の三菱電機に対する投資の具体的な経過を簡単にみることにする<sup>17)</sup>。

#### 富士電機の場合

古河財閥は三井財閥が芝浦製作所、三菱財閥が長崎・神戸の両造船所に重電機部門を持っていたのに対して電機部門を持っていなかった。しかし古河は産銅、電線部門を持っており、それは電気機械の導電体材料として不可欠なものであるから原料供給にとどまらず電機製造部門へ進出する強い動機を持っていた。大戦による龐大な利潤蓄積によって進出が可能になったが、問題は技術、生産設備を短期間に獲得することだった。自主技術の開発は技術基盤を持っていない以上不可能であり、中小の国内電機資本の吸収では芝浦製作所、三菱の電機部門等の財閥系電機資本との競争、外国製品との競争に耐え切れないことは自明だったから提携先を外国電機資本に求めることになった。あらゆる機関を動員して<sup>18)</sup> SS社に決定した。それは古河鉱山が古くからSH社の発電機等を購入していたという取引き関係にもよるが兵器および関連機械類の生産を禁止された軍需会社SS社は過剰生産能力(技術、生産設備)を利用した対外投資に熱心にならざるを得なかったからである。交渉は1919年に始まり翌年にSS社の重役会は提携の第1候補に古河合名を挙げ、生産品目を一般電気機械類の他に軍需品を含めること、資本金を1,000万円以上とし、持株を平等にすること等を決めた。しかし1920年恐慌が古河合名に多大の損害を与えたので、古河合名はSS社との交渉から手をひき、代って古河電気工業(1919年5月に横浜電

17) 住友電気工業は1920年、自社株式20%を日本電気に譲渡することで同社が所有するWE社のケーブル製造設備および特許権を取得し設立された電線メーカーである。日本電気はWE社の子会社であるから、この時、事実上直接投資がなされたと思し得るが、WE社(正確にはその後身であるInternational Standard Electric)の資本が直接導入されたのは1932年10月(WE社持株比率12%)であり、他の2社より10年ばかり遅れるので本稿では考察の対象から除いた。

18) 富士電機製造株式会社「富士電機社史1923~1956」1956年、3頁。

線製造会社と古河鋳業日光、本所の両工場の統合によって新しく設立)が交渉にあたることになり、22年3月にSS社と古河電気工業との出資によって新会社を設立することが決定された。その内容は以下の通りだった。

- ・ 新会社の生産品目は電気機械・医療器具、その他探照灯等とする。
- ・ 新会社の資本金は1,000万円(20万株)とし、SS社は300万円(6万株)を引受け、機械器具、資材の代金および技術報償金を以てその払込金に充当する。SS社と古河側の持株は合計して常に過半数を占める。
- ・ SS社系各社の特許権、研究経験および製造上の機密一切を新会社に提供して自由に使用させる。
- ・ SS社の製作した半製品、部分品は原価で供給する。
- ・ 日本とその勢力範囲内にあるSS社の営業は新会社が継承する。
- ・ SS社は必要な技術者を派遣、製作所の技能一切を供与する。
- ・ 取締役のうち、社長、専務は古河から、工場長はSS社が派遣する<sup>19)</sup>。

1923年8月、新会社、富士電機が発足したが、生産を開始したのは25年だった。同年10月の生産規模は使用馬力数560馬力、従業員591名(職員238名、工具353名)で、従業員数では1910年に芝浦製作所がGE社と提携した時の2分の1の規模にすぎなかった。同社は1923年から1931年までほとんど毎年赤字決算(1924年、27年のみ若干黒字)であり、繰越赤字を解消したのは1934年で翌年初の株主配当(6%)を行った。同社が基礎を固めたのは戦時国家独占資本主義体制に移行する30年代後半のことである。

### 三菱電機の場合

1921年に三菱造船所(神戸)の電機部門が独立して設立された会社である。発足時の公称資本金1,500万円(4分の1払込み)、従業員1,360名だった。この独立は当時の電機市場の急速な拡大に対応したものであり、1906年の同造船所の電機工場設置以来の一定の技術蓄積が独立を可能にした条件だったが、同社社史も述べており「電機会社の独立は形の上では一大飛躍であったが、技術は必ずしも飛躍するものではない」<sup>20)</sup>。生産品目を拡大し受注を開始したが「故

19) 同上書、4頁。

20) 三菱電機株式会社「建業回顧」1951年、59頁。

障続出、数々の失敗を演じ」<sup>21)</sup>た。すでに三菱電機創立前に将来提携すべき外国電機会社の調査が行なわれ、アメリカの WH 社、ドイツの SS 社、イギリスの MV 社が挙げられていたが<sup>22)</sup>、1921年技術提携が方針として決定され交渉が開始された。WH社は提携の条件として三菱電機の株式の3分の1の無償譲渡を要求した。また SS 社は SS 社側の半額現物出資、工場長は SS 社が派遣等の条件を示した。MV 社は WH 社とすでに前年協定を結び三菱電機との提携は不可能だった。WH社の示した条件は三菱電機にとって受け入れ難く交渉は一度は決裂した。SS 社との交渉も三菱電機の技術獲得の目的からは問題があり、三菱電機の内部に反対が強く交渉は難行した。三菱電機は外国電機技術を獲得しない限り芝浦製作所、あるいは外国製品と競争が不可能なことが明白だったので WH 社の条件を受け入れることを内定した。ところが、三菱電機が SS 社とも提携の交渉を行っていることを WH 社は感知し、三菱電機が SS 社と結ばば日本及び日本の勢力圏内の電機市場が GE 社、SS 社および、それらとの提携企業によって独占されることを恐れ、1923年9月代表を日本におくり、条件を緩和して締結を急いだ。同年11月、三菱電機は WH 社に株式100万円を無償譲渡し、50万円を額面価格で売却する条件で提携した。この結果WH社の三菱電機の持株比率は9.8%となった。

## II 直接投資と企業支配

本節では前稿と同様に持株比率、技術支配、原材料支配、販路制限の点から富士電機、三菱電機に対する SS 社、WH 社の支配の問題を観察したい。それぞれが持つ意味についてはすでに前稿で触れたので再述しない。残念なことに、こうした問題は企業が公表を嫌う機密に属する事柄のために我われが手に入れることのできる資料は極めて限られており、できるだけ当時の関係者からの聴取りによって、補うよう努力した。

21) 同上書、59頁。

22) 武田秀雄伝刊行会「武田秀雄伝」1944年、190頁。

(1) 持株比率 富士電機は新規設立の合弁会社であり、設立時社の持株比率は30%、古河電気工業40%、残りは公募株主だった。1937年(昭和12年)の増資の際一時的にSS社の比率が36%となったが一貫して変化はない<sup>23)</sup>。これに対して三菱電機の場合、提携時、三菱電機全株数30万株のうちWH社2万9,500株で持株比率は9.8%、1932年に10%となったが、以降増加せず、41年に持株の一部を三菱本社に売却し終戦時には4.8%にとどまった<sup>24)</sup>。役員比率については富士電機においてはSS社と古河電気工業とが半数づつであり、監査役3名のうち1名をSS社が派遣した<sup>25)</sup>。三菱電機においてはWH社の役員派遣はなかった。両者を比較すれば富士電機の方が外国電機資本への従属の度合いが強いと言えよう。富士電機の場合、古河電気工業の持株がSS社より大きいし、また日本人株主を動員すれば過半数株支配が可能であるにもかかわらずSS社の支配力は相当大きかったことは以下に述べることから明らかだろう。三菱電機の場合、第1次大戦前の3社(日本電気、東京電気、芝浦製作所)を加えて比較しても外国資本の持株比率は一番低く、直接投資を「経営参加的株式投資」として理解するならこの持株比率は直接投資範疇に入らないと言ってもよい。投資以降、20年代の日本資本主義がもっと安定していれば当然この持株比率は上昇していたと考えられる。WH社は低い資本比率によって投資リスクを避けることができたのである。

(2) 技術支配 富士電機の場合は古河電気工業に電気機械の製作技術の基盤がなかったためにSS社の技術に全面的に依存した。富士電機工場の設備・機械類は全てSS社から輸入し、部品類はDIN(ドイツ工業規格)で統一され、SS社からの輸入品と完全な互換性を持っていた。SS社は工場長および職員を派遣し生産過程の指揮系統を把握した<sup>26)</sup>。技術、技術者、機械設備を全くSS

23) 日本興業銀行外事部「外国会社の本邦投資」1948年、133頁。

24) 同上書、84-5頁。

25) 同上書136頁。

26) S S社の派遣したドイツ人職員は20数名であったが、彼らの賃金は日本人職員の約10倍という高額だったので「ドイツ人職員の給与は日本人職員二百数十名分に匹敵する」(前出「富士電機社史」29頁)程で富士電機の赤字決算の原因の1つとなった。ドイツ人職員の賃金が法外な額であったわけだけでなく日本人職員の賃金が余りにも安すぎたのである。

社に依存せざるを得ない状況は持株比率や役員比率に比例しない支配力を SS 社に与えたことに注目すべきであろう。三菱電機も WH 社の技術に依存した。WH 社の電気機械の設計、工作に関する特許権の取得、技術資料の使用、WH 社への技術見習員の派遣、専門技術者の招聘等を組織的に行った。三菱電機の場合、技術の対象が当初から製造技術にとどまらず、生産管理、経営管理技術に及んだことは一つの特徴である。具体的には WH 社に於いて材料部品の標準化、原価制度、分課制度、スタッフ制度を導入し、労務管理を精密化した<sup>27)</sup>。依存技術の内容が多様であることは、第 1 に芝浦製作所との競争力を急速に強化するためには単に製造技術へ依存するだけでは不可能であり、第 2 に 1920 年代が日本資本主義の恐慌と動揺の時代であり、徹底した合理化が必要だったことの反映である。20 年代後半には三菱電機は「無駄排除運動」のような合理化イデオロギーまでも WH 社から導入することになった。芝浦製作所も同様にこの時期には GE 社への技術依存を多様化させていた<sup>28)</sup>。

特許使用料、ノウハウ料、技術指導料の詳細については、三菱電機の場合は明らかでない。富士電機の場合、設立時、技術指導料を SS 社の株式払込みに充当した。特許使用料は 10% の株式配当を行った期間についてのみ期間売上高の 1% を SS 社に支払う契約になっていたが、10% の配当を行ったのは 1938 年以降であり、この時期には送金が不可能であり実際には支払われなかった<sup>29)</sup>。

(3) 原材料支配 第 1 次大戦後においても電機産業の原材料は依然大部分を輸入に依存し、これらが国産品によって自給可能になるのは 1930 年代以降のことである<sup>30)</sup>。富士電機の場合、SS 社に原材料、関連機械類の供給を完全に依存した。三菱電機の場合、WH 社からの輸入に依存することが多かったと推測されるが確かでない。富士電機の場合、SS 社の資材、部品の原価での供給、

27) 「技術の方面（製造技術のこと——筆者）だけでなく事務方面、経営の方面についても導入宜しきを得て、所謂日本式経営管理法が科学的管理法に移り変っていったのである。」（前出「建業回顧」72頁）

28) 野口裕「日本資本主義経営史戦前篇」1960年、117-126頁。

29) 1972年11月20日、上田清松氏（富士電機社史編纂室勤務）からの聴取による。（以下上田清松氏談）

30) 有沢広己編「現代日本産業講座」第6巻「機械工業」1960年、54-5頁。

DIN での統一という条件が SS 社の供給独占を強化する役割を果たした。

(4) 販路制限 私は前稿で市場協定による販路制限のもつ実際上の有効性は重電機類の場合は大きくはなく、その持つ意義はむしろ「販路制限によってアメリカ、ヨーロッパの市場を最初から断念せざるを得ず、生産を国内、植民地向けに限定」したことにより「わが国の電機産業に専ら国内と植民地市場相手の国際的に低い技術的性格を固定化する役割<sup>31)</sup>」を果たしたことに求めた。表5は第1次大戦後の日本の電気機械類の輸出先分布を示している。1921年の対ヨーロッパ輸出は戦後復興完成前の例外的なものであり、以降ヨーロッパ、北米

輸出は極端に小量だが、この原因を販路制限に求めることはできない。大戦後の日本資本主義の再生産構造が規定する輸出構造にこそその原因が求められるべきであろう。問題は中国大陸市場である。上田清松氏によれば、富士電機の場合、設

立の目的が当初は日本国内向け生産であり国内と見なされたのは本上、関東州、台湾、朝鮮、カラフトだった。前述の設立合意事項によれば日本および日本の勢力圏における SS 社の業務を富士電機が継承することになっており、これが富士電機の販路と理解されるが、上田清松氏の説が正しいとすれば SS 社は日本の中国大陸における勢力圏を関東州以外には当初は認めなかったことになる。勢力圏自体は固定的なものではない。中国大陸への軍事的侵攻が拡大するにつれて富士電機の販路も拡大した。満州事変(1931年9月)以降、「満州」が加え

表-5 電気機械類(部品・附属品を含む)の輸出先 (単位千円)

	1921年	1924年	1929年	1933年
「支那」	1,372	501	385	342
「関東州」	942	786	1,656	2,036 <sup>3)</sup>
東南アジア <sup>1)</sup>	397	227	278	171
ヨーロッパ	111	2	4	5
北米	17	63	1	1
その他 <sup>2)</sup>	245	175	129	169
合計	3,084	1,754	2,453	2,724

1) 香港、英領印度、海峽植民地、蘭領印度、仏領印度支那、比律賓諸島、暹羅を含む。

2) オーストラリア、南米、露領亜細亜が中心。

3) 「満州国」を含む。

出所)「日本外国貿易年表」各年号より作成。

31) 前出。わが国電機産業に対する直接投資——第1次大戦前の場合——, 62頁。

られ、支那事変(1937年7月)以降は「北支」が、そして日本軍の海南島占拠(1939年2月)以降は同地が加えられていった。こうした地域への富士電機の進出は現地のSS社の支店、支社の在庫品を富士電機が買取るかたちで行われ、この結果、民需では売上げに占める大陸市場の比重は高くなったが、それは大陸市場のシーメンス・ブランドに対する信用の高さによるところが大きかった<sup>32)</sup>。帝国主義国の領土分割にびったり接近した独占資本の経済的領土分割の好個の例をここにみるができる。

他方、富士電機が電機メーカーとして市場進出を図る上でも大きな障害があった。第1は電機製造技術の基盤を持たないためにSS社の輸入サービス業者の位置に長い間とどめられることになったことである。富士電機の販売高に占める自社製品と輸入品との割合は工場が稼動を開始した1926年に自社製品18%に対して輸入品が82%であり、1931年になって前者が53%と輸入品を超え、富士電機がメーカーとして活躍するのは1934年(自社製品90%)以降である<sup>33)</sup>。富士電機は日本電気がWH社の輸入サービス業者の機能を兼ねながら発展したのと同様な発展過程をたどったが、日本電気にはもう1つの障害があった。それは日本法人シーメンス・シュッケルト電気株式会社(1905年設立、資本金25万円、以下日本シーメンス社)との関連である。同社はシーメンス・グループの製品輸入を主たる業務としていたが富士電機の設立交渉(1921年)に際して業務品目協定を古河側と行った<sup>34)</sup>。この協定の特徴は電気化学、無線通信放送受信機、電話、ケーブル等の先端商品あるいは需要増大が見込まれる商品を日本シーメンス社の輸入品目として富士電機の生産品目から除外したことである。こうした傾向はたとえば電話部門の業務が富士電機に移譲された場合(1925年)でも電話中継装置、搬送電話装置などの中核的製品については除外され

32) 上田清松氏談。

33) 前出「富士電機社史」40頁。

34) 百溪禎郎太編「日本におけるシーメンスの事業とその経歴」1965年、によれば、1921年6月のシーメンス古河合同契約覚書に挙げられた日本シーメンスの行う業務内容は「無線電信会社及び電気製鋼会社並に電気化学製法の業務、シーメンスのペン装荷線輪、砲火装置、機関銃の発明利用、電極シリット発熱装置、白熱灯、自動車、電機及び電線並に電話設備の供給等」(35頁)であり、これらに含まれる製品を富士電機は生産および輸入することはできない。

た<sup>35)</sup>ことにもあらわれ、富士電機が電話工場を建設できたのは1933年だった<sup>36)</sup>。すなわち富士電機を労働集約型の小容量機器あるいは在来型商品に特化させ、独占利潤の保障された資本集約型の先端商品を独占しようとする圧力が日本シーメンス社の存在によってより強められたと言えよう。

### III 総 括

#### —特に技術独占について—

技術独占は独占的競争の主要な手段であると共に支配の手段でもある。生産と資本の集積、集中が国際的規模で行われるようになると共に技術独占は対外投資の主要な武器となった。技術独占が競争・支配の手段として力能を最もよく発揮するのは技術革新が激しく行われる成長産業や先端産業部門においてである。独占の確立期における電機産業は先端産業部門に相当し、そうした部門の常として有線通信、白熱電球、重電機、無線通信部門等の、亜部門を急速に生みだし、その際、競争・支配の主要な武器としたのが技術独占であり、これによって、「特許戦争」、関連した会社の買収、系列化を日常茶飯事のように行った。わが国の電機産業に対する外国電機資本の直接投資も技術独占を武器にしたことは言うまでもない。しかし、このことは他方で日本の電機資本が資本よりも外国の電機技術を必要としたから直接投資を受入れたという本稿で利用した社史等に共通する<sup>37)</sup>見解を正当化するわけではない。およそ技術独占はその前提として独占利潤を源泉とする強資本蓄積からの膨大な研究開発投資を必要とするのであって、技術と資本、との有機的関連を見ないで両者を切断してとらえることは一面的であろう。わが国電機資本の資本蓄積の脆弱性が、政府の産業政策としての保護政策の対象から除外され、さらに国際競争が自由化されたもて、決定的な技術的遅れとして暴露され、必要な電機技術の取得が国

35) 同上書、43頁。

36) 同上書、57頁。

37) 岸幸吾「電気機器」1960年。はわが国の電気産業の特徴は「『技術は外国から、資本は財閥から』という二つの柱に支えられて発足した」と把握するに至っている。(同書、16頁)

際電機独占資本の対外進出政策のもとでは投資受入れという条件でしか可能でなかったと理解すべきである。

第2次大戦後の日本の技術問題を鋭く分析した中村静治教授は外国資本の独占する技術を欲する日本の資本に対して「一般的に言って、その技術が優れ、全産業の技術水準の向上に不可欠で、したがってまた超過利潤が大きいものであればあるほどそれを独占している外資は支配権を要求してゆずらないであろう」<sup>38)</sup>と述べている。ここでいう支配権とは言いかえれば資本比率に規定される経営権である。そして、技術的従属が強度であればある程資本比率は日本側資本に不利に作用し、資本比率が日本側に有利な場合にも、資本比率にかかわらない支配機構が形成されるのが一般的とされている<sup>39)</sup>。第2次大戦前におけるわが国の電機資本の場合、外国電機資本の資本比率が当初から金輸出再禁止以後2、3年の間まで過半を越えていたのは日本電気、東京電気だけで、芝浦製作所、富士電機は30%前後、三菱電機は10%以下である。従って資本比率だけからみれば、経営権を完全に把握されたのは前2社だけであり、後3社は把握されたとは言い難い。しかし、問題は日本側資本が経営権を把握した場合でも、外国資本に従属せざるを得ない機構が外国資本の技術独占によって維持されたことである。それは高額の特許料、技術指導料の支払いによる研究開発投資の阻害、生産品目協定による在来型、労働集約型商品への特化あるいは輸入サービス業的任務の強制、販路協定による先進国市場からの排除、外国技術への寄生性、依存性の体質化等によって投資受入れ企業の技術的従属が維持されたことによって可能になったとってよい。1941年に三菱電機が所有していた工業所有権(内わけ不明)は876件だったが、同年に三菱電機がWH社との提携によって占有していたWH社の工業所有権は744件<sup>40)</sup>(特許425件、実用新案318件、意匠1件)であり、WH社の工業所有権は三菱電機のそれを加えた合計の45%を占めた。GE社の技術を貪欲に吸収した芝浦製作所の工業所有権(1939年現在)

38) 中村静治「戦後日本経済と技術発展」1968年、132頁。

39) 同上書、152-3頁。

40) 前出「建業回顧」338頁および日本電機工業会「日本電機工業史」1956年、210頁。

1,857 件のうち外国に登録されたものはわずかに 7 件にすぎず、残りは全て日本および「満州」に登録されていた<sup>41)</sup> 事実は技術的従属の一端を物語っている。

したがって、直接投資の受入れによって外国電機技術を独占した財閥系電機独占資本の競争力の強化は、こうした技術をいかなる形態であれ購入する資本力を持たない弱小電機資本に対する国内市場での彼らの競争力の強化の範囲にとどまり、外国電機資本との競争力の強化に転化しない機構がつくられた。ここで電機産業全体をとってみるならば、1930年～32年の3年間の電気関連品目の輸出品構成では、電球 2,140万円、絶縁電線 800万円、電気機械（部品を含む）710万円計 3,650万円であり、消費材の電球（60%）と低加工品目の絶縁電線が多く電気機械は 20%弱にすぎない。他方、輸入品構成では総額 2,250万円のうち電気機械（計器類を含む）は 1,420万円約 63%を占め<sup>42)</sup>、全体では輸出超過であるが電気機械関係では輸入は輸出の 2 倍であり、国内市場では外国電機製品が依然強力だった。さらに表 5 でみたようにわが国の輸出市場の圧倒的部分は中国市場だったが、そこでの日本電機製品の市場占拠率（1931、32年の両年平均）はイギリス（28%）、ドイツ（27%）、アメリカ（11%）につづいて 10%にすぎず<sup>43)</sup>、地理的に最も有利な中国市場においても外国電機資本と十分に競争し得たとは言えない。

最後に、わが国電機独占資本の外国電機独占資本からの自立はいかなる契機によって可能となったのか。中小電機資本の外国電機資本への抵抗は彼らの支配下にある日本の電機資本に対して、国産品奨励運動として第 1 次大戦後、国際収支の悪化と対応して展開された。GE 社の支配下にある東京電気に対するいわゆる国産電球運動<sup>44)</sup> がそれであった。しかし中小電機資本のこのような運

41) 芝浦製作所「芝浦製作所65年史」1940年、297頁。

42) 全国経済調査機関連合会編「昭和七年日本経済史」1933年、162頁。

43) 同上書付表より計算。

44) 「大正十一年の初頃には是等電球製造会社（東京電気に対抗する中小電球メーカー、筆者）は一団となって所謂国産電球運動なるものを起こし、当社（東京電気、筆者）に対抗する氣勢を掲げた。……本邦人が当社製品を使用することは即ち国産品を使用することにならずして、却って外国品を使用して外国を利する行為となるのである。……」（東京電気株式会社「東京電気株式会社五十年史」1940年、75頁。）

動は成功には至らず、外国電機資本のわが国電機産業における支配力が帝国主義戦争への道を歩みはじめた国家の障害物と感知された時、国家政策としての外資排除政策が確立し、日本電機独占資本の国際電機独占体からの「自立」の契機となった。それは1931年の満州事変以降30年代初頭である。富士電機の社史は次のように述べている。「電話装置の国産化の声が次第に強くなって、昭和7年大阪南局の引合があった時、当局は富士電機が次回から国産品を供給するという誓約がなければ、発注しないという意向」<sup>45)</sup>を示したため、富士電機はSH社の製品輸入を主張する「シーメンス社に交渉（日本シーメンス社をさすと思われる。筆者）してもらってようやく当社で製造する了解を得た」<sup>46)</sup>。すでに述べた30年代における富士電機の電機メーカーとしての発展はこのような国家権力の介入が背後にあったことも注意すべきであろう。日本電気の場合は1932年にWF社が持株の一部を任友本社に売却し役員の引きあげを行わざるを得なかった<sup>47)</sup>。それは同社の製品のかなりの部分が国家市場に依拠していたために政府の外資排除政策が効率的に行われたからであった。1937年以降、東京電気、芝浦製作所、三菱電機のいずれもGE社、WH社の持株の売却、増資株引受の拒否によって資本比率は大巾に低下し経営権は問題とならなくなった。さらに1941年の敵産管理法によって富士電機のSS社持株を除いて、GE社、WH社の全ての株式、工業所有権は没収され、ここにわが国の電機資本は国際電機独占資本の支配から「自由」となった。

私は次の機会にこの時期の外資排除政策をもっと詳細に観察するだろう。

45) 前出「富士電機社史」45頁。

46) 同上書、45頁。

47) 「……いまや国産奨励運動は単なる精神運動の域を脱して、外国品利用の追放から、外国資本の圧迫へと発展し、外国資本、外国特許の支配下にある会社は、この方面から保護を受け得ないことになり……。」（日本電気株式会社「65年のあゆみ」1958年、16頁。）